

## 公益財団法人高知県牧野記念財団 研究費管理規程

### (目的)

第1条 研究費の運営及び管理の体制の整備について必要な事項を定め、公益財団法人高知県牧野記念財団（以下「本法人」という。）または本法人に所属する職員が研究費の運営及び管理を適正に行うことを目的とする。

### (定義)

第2条 「研究費」とは、次の各号に掲げる資金をいう。

- (1) 国又は国が所管する独立行政法人等及び地方公共団体又はその外郭団体等から研究事業を目的として受入れをした公的資金
- (2) 共同研究又は教育研究事業の受託により受入れをした資金
- (3) 奨学寄付金のうち教育研究を目的として使用する資金
- (4) 民間企業及び財団からの研究助成金
- (5) 本法人内で配分される研究費及び研究旅費のうち、教育研究を目的として使用する資金
- (6) 前各号に掲げるもののほか、研究費と認められる資金

2 この規程で「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 就業規程第2条で定義する常勤職員
- (2) 公益財団法人高知県牧野記念財団有期契約職員・定期職員・短期職員就業規程第2条で規定する契約職員
- (3) 公益財団法人高知県牧野記念財団パートタイマー就業規程第2条で規定する契約職員

### (本法人の責務)

第3条 本法人は、本法人または本法人に所属する職員が研究費の交付を受けて研究を行う場合、法令及び財団規程等に従い、研究費の運営及び管理を適切に行うものとする。

### (職員の責務)

第4条 職員は、研究費による学術研究が社会から負託された公共的、公益的な知的生産活動であることを念頭において本規程を遵守するとともに、研究費の使用に関して、説明責任を有することを踏まえて、公正かつ効率的な使用に努めなくてはならない。

(責任体系)

第5条 本法人の研究費の運営及び管理を適正に行うために、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。

(最高管理責任者)

第6条 最高管理責任者は、本法人の研究費に関する運営及び管理を統括し、最終責任を負うものとし、理事長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究費に関する運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、研究費の運営及び管理に関する不正防止対策の基本方針を策定するものとする。

(統括管理責任者)

第7条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、本法人の研究費の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、専務理事をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、不正防止対策の基本方針に基づき、不正防止計画等を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第8条 コンプライアンス推進責任者は、機関内の各部署等における研究費の運営及び管理について、実質的な責任と権限を持つものとし、企画総務部長をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、機関内へのコンプライアンスの推進対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育の実施及び受講状況及び理解度の管理監督を行い、研究費の適切な管理執行に関し必要に応じて改善指導を行う。

(相談窓口)

第9条 研究費の事務処理手続きや使用に関する内外からの相談窓口を総務課に置く。

- 2 相談窓口は関係部署と連携して、内外からの問い合わせに速やかに対処し

なければならない。

(通報窓口)

第10条 本法人における研究費の運営及び管理に係る不正行為に適切に対応するため、通報窓口を総務課に置く。

2 通報窓口に関する事項は、別に定める公益財団法人高知県牧野記念財団公益通報者保護規程で定める。

(不正防止計画推進部署)

第11条 研究費の適正な運営及び管理を推進する部署として、統括管理責任者の下で不正防止推進チームを設ける。

2 不正防止推進チームはコンプライアンス推進責任者をチームリーダーとし、企画総務部職員で組織する。

(不正防止推進チームの業務)

第12条 不正防止推進チームは、不正防止対策の基本方針に基づき、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 研究費の運営及び管理の実態と不正発生要因の把握
- (2) 不正発生要因に対する具体的な防止対応計画の策定
- (3) 不正防止に係る規程等に関する提言
- (4) その他不正防止計画の推進に関する事項

(不正に係る調査)

第13条 研究費の不正使用の疑いが生じた場合又は告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む）を受け付けた場合、最高管理責任者は、疑義の発生または告発等の受付から30日以内に、疑義又は告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。

2 前項により調査が必要とされた場合は、調査委員会を設置し、調査（不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査）を実施する。

3 財団は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっているものに対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。

4 財団は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法について配分機関に報告、協議しなければならない。

5 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与

した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

- 6 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
- 7 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。
- 8 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

#### (調査委員会)

第14条 不正に係る調査体制については、公正かつ透明性の確保の観点から、当該機関に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含む調査委員会を設置する。

- 2 調査委員は、機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 3 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。
- 4 調査委員会は、調査結果を速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

#### (内部監査)

第15条 研究費の管理・運用に関する内部監査は、別に定める内部監査規程に基づいて行うものとする。

#### (その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 3 月 23 日から施行する。